

平成 27 年度第 2 回おおいた子ども・子育て応援県民会議
説明資料

平成27年度次世代育成支援対策関連主要事業について

平成27年度次世代育成支援対策関連主要事業

※平成27年度の子育て支援に関連する主な予算要求事業を基本施策別にとりまとめたものです。(こども子育て支援課調べ)

【めざす姿】

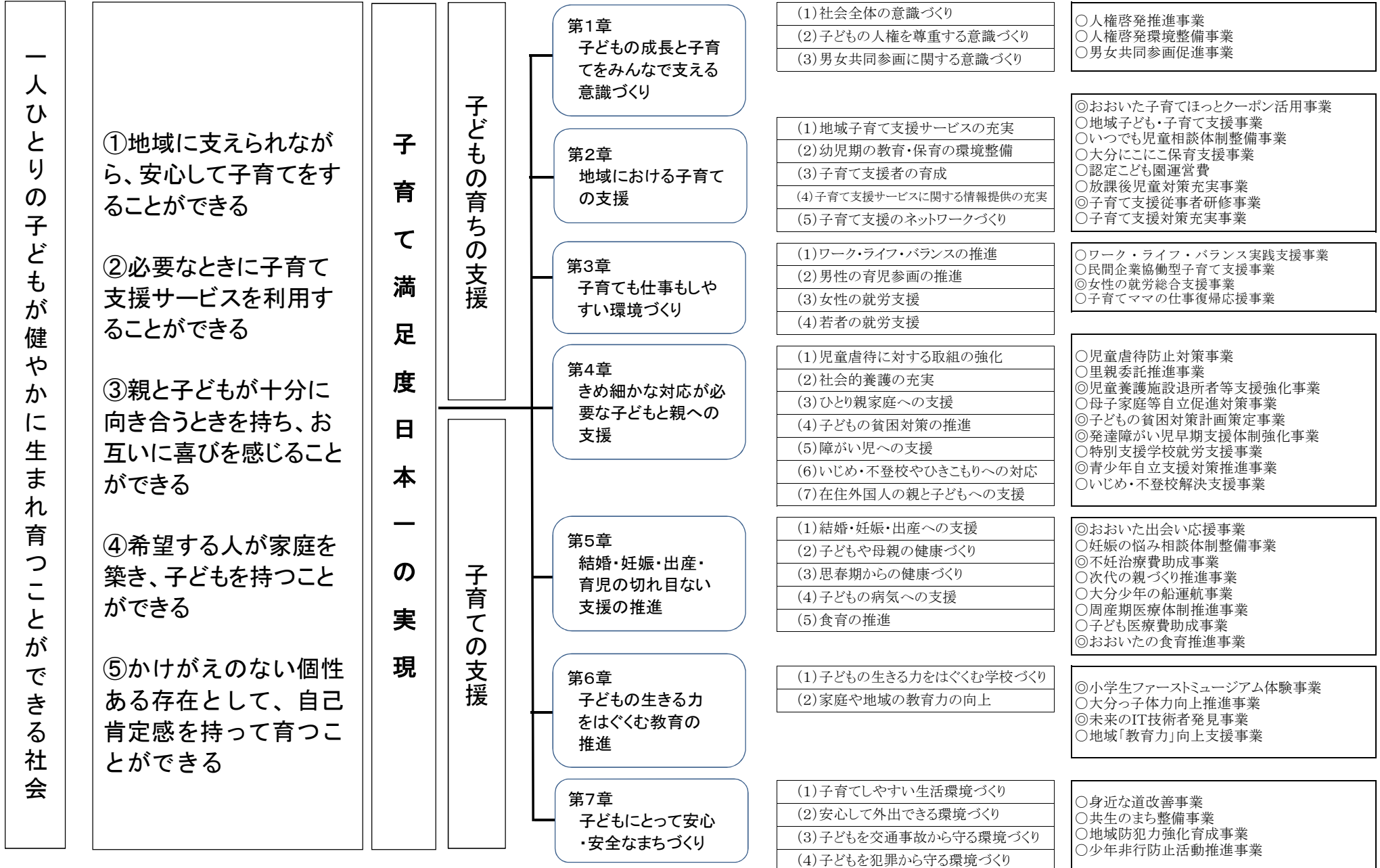
【具体像】

【基本目標】【基本姿勢】

【基本施策】

【施策の方向性】

【27年度主要関連事業】



おおいた出会い応援事業

(1) 広域的な出会いの場づくり

結婚を希望する若者を県内外から募集して婚活イベントを行うとともに、大分県の魅力発信、移住者やリピーターを創造する。(提案公募を実施、選考委員会で委託事業を採択)

【事業内容】

① 広域婚活の実施

結婚を希望する男女を募集

(移住コンシェルジュ、九州各県との連携)

県内に限らず、県外からも広く募集。



婚活イベントの実施

男女の参加者が県内の各地を巡り、大分県の魅力(自然や食事など)をともに体感しつつ、自然な形で出会いを創出ができるように演出。県外男性版、県外女性版各1回ずつ。



② 企業への婚活情報提供

婚活団体・婚活イベント情報を企業に提供、従業員の結婚希望の後押しを企業に促す。

(2) 若い世代への結婚・出産ポジティブキャンペーン等の実施

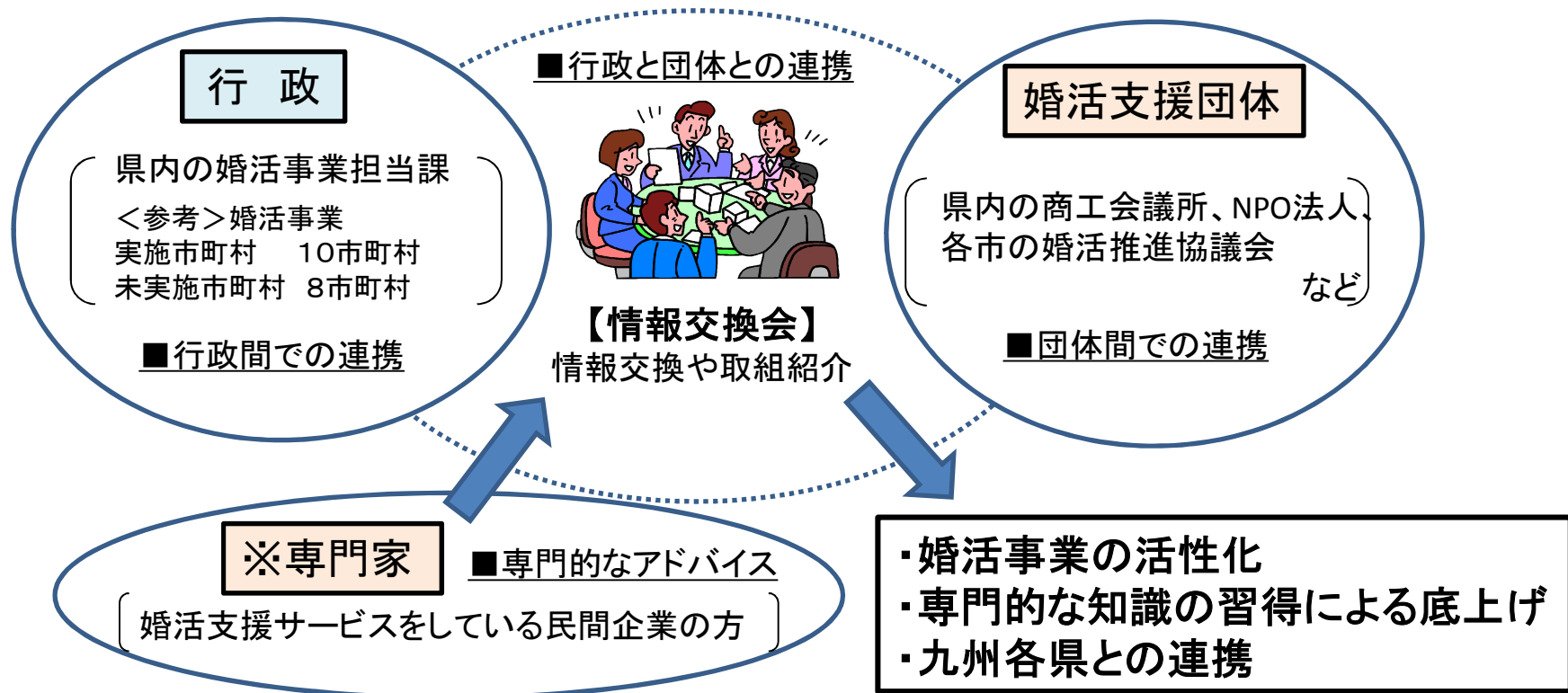
若い世代に結婚や出産に関するプラスイメージや「子育て満足度日本一」を多様な媒体を活用して発信するとともに、出会いを求め人に出会いを応援する民間事業者やイベント情報について情報提供を行う。(提案公募を実施、選考委員会で委託事業を採択)

【媒体】テレビ、ラジオ、情報誌、動画サイト、映画館CM



(3) 婚活支援者等のネットワーク化

大分県内の婚活事業の活性化を図るため、行政と行政、行政と婚活支援団体等、婚活支援団体同士をつなげるための情報交換会を実施し、他の取組を知る機会や連携を図る場とする。また、民間企業の専門家も関わることで、より効果的な婚活事業のノウハウを学ぶ場とする。

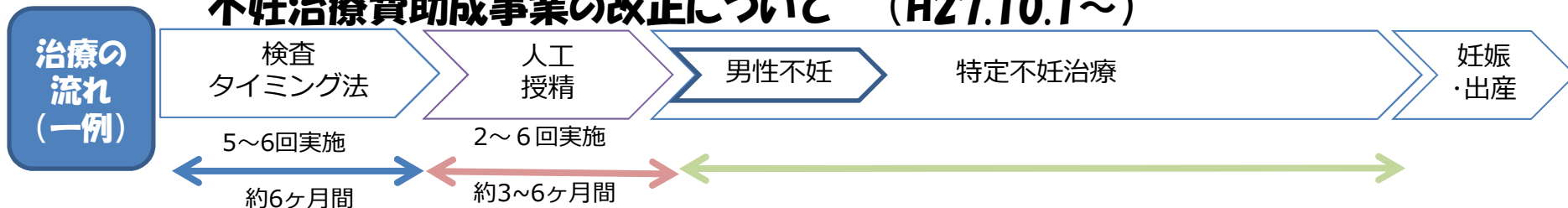


＜予定＞ 3回実施予定

①行政のみで2回（各市町村の取組状況、他県事例紹介）

②全体で1回（各団体の取組、専門家によるアドバイス、意見交換）

不妊治療費助成事業の改正について (H27.10.1~)



内容	排卵周期を基礎体温表で測りながら、排卵の時期を予測し、そのときに性行為を行うことにより妊娠に至るもの	採取した精液を、カテーテルを使って子宮に直接注入することで、精子を卵子が受精しやすい場所に届けるもの	【男性不妊】 手術的精子回収術のみ ※改正後は上記以外の男性不妊治療は対象外	【体外受精】 卵巣から良質の卵子を取り出し、男性の精子を人工的に母体外で受精させた後に子宮へ戻す。 【顕微授精】 体外受精の一種。顕微鏡を使い、卵子に精子を直接注入する方法。受精過程を手作業で行うほかは体外受精と同様	
				【新鮮胚移植】 受精胚を採卵後すぐ子宮に移植するもの	【凍結胚移植】 受精胚を一旦凍結し、子宮の状態のよいときに解凍して子宮に移植するもの
費用	保険適用 数千円	保険適用外 平均約2万円	保険適用外 平均約27万円	保険適用外 平均約43万円	保険適用外 採卵あり 平均約56万円 採卵なし 平均約17万円
成功率	個人差あり	5~10%	個人差あり	20~30%	
助成現行	対象外	県単助成対象 10万円/年度 通算5年まで (保険適用外のみ)		国庫助成対象 採卵あり：15万円/回 採卵なし：7.5万円/回 通算6回まで (40歳以上3回まで)	
改正案	対象外		県単助成対象 19万円/1回	国庫助成対象 30万円/回 通算6回まで (40歳以上3回まで)	国庫助成対象 採卵あり：39万円/回 採卵なし：7.5万円/回 通算6回まで (40歳以上3回まで)

おおいた

子育てほっとクーポン

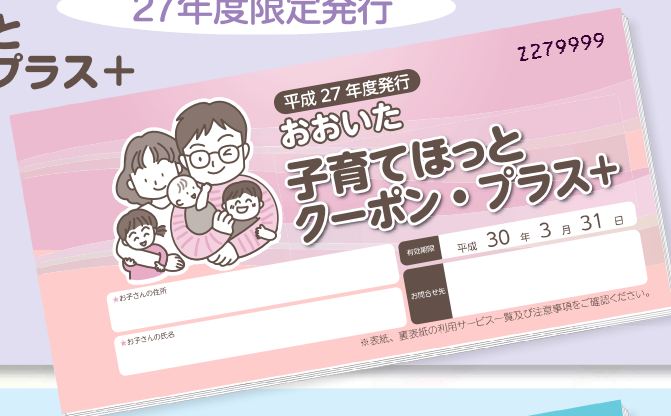
をご利用ください。

27年度は2種類のクーポンをお配りします。

大分県と県内の市町村では、地域の子育て支援サービスを知って、気軽に利用していただくことを目的に、就学前のお子さんがいるご家庭を対象に、子育て支援サービスに使えるクーポンを配布します。

おおいた
子育てほっと
クーポン・プラス+

27年度限定発行



- 対象
平成27年5月1日時点で、県内に在住する未就学のお子さん(平成21年4月2日から平成27年3月31日までに生まれたお子さん)のいる家庭
- 有効期限
平成30年3月31日

おおいた
子育てほっと
クーポン



- 対象
平成27年4月1日以降に出生したお子さんのいる家庭
- 有効期限
3歳の誕生日の前日

利用開始日は市町村によって異なります。詳しくはクーポン申請時の市町村からの案内をご覧ください。

● クーポンを利用できるサービス (2種類共通)

	サービス内容等	サービス提供機関	利用対象者
保育・育児支援	一時預かり事業	保育所等	サービス提供機関ごとに定められた方が対象
	病児保育事業	病児保育実施施設	
	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター援助会員	
保健	インフルエンザ予防接種	医療機関	小学生まで
	フッ素塗布(保険外診療)	歯科医療機関	
その他	市町村独自サービス		

● サービス内容や提供機関は市町村によって異なります。詳しくはお住まいの各市町村担当窓口でご確認ください。

● フッ素塗布については、保険外診療(自由診療)が対象となります。

「おおいた子育てほっとクーポン」市町村取組状況一覧

【対象者】・H27. 3. 31までに生まれた未就学児のいる家庭(クーポン・プラス+)

・H27. 4. 1以降に生まれた子どものいる家庭(クーポン)

【クーポン金額】1万円(500円×20枚)

【クーポン対象サービス】

・基本:一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、インフルエンザ予防接種、フッ素塗布(保険外診療)

・その他:市町村独自サービス

H27. 7. 16現在

市町村名	利用開始時期	市町村独自サービス	
		決定分	検討中
大分市	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト) ・家事ヘルパー派遣 ・母乳マッサージ ・ベビーマッサージ ・おおいた子ども劇場 ・うみたまご ・読み聞かせ絵本の購入 	
別府市	10月1日		
中津市	10月1日		子育て短期支援事業
日田市	10月1日		
佐伯市	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点・子育てサロン実費負担分 ・障がい児通所事業の個人負担分 	
臼杵市	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の実費負担分 ・児童通所支援事業の個人負担分(保育所等訪問支援事業・児童発達支援事業放課後デイサービス) ・幼児とママ・ベビーとママの体操教室 ・乳幼児期家庭教育学級 にじっ子 ・指定書店での指定絵本の購入 	
津久見市	10月1日		
竹田市	8月1日	育児支援月刊誌配本事業	絵本ほか他市を参考に検討予定
豊後高田市	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーマッサージ ・リフレッシュ講座 ・拠点でのイベント参加 ・子育て用品のレンタル 	
杵築市	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本購入 ・子育て支援短期事業 	
宇佐市	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業 ・休日子育てサポート事業 	
豊後大野市	10月1日		地域子育て支援拠点実費負担分
由布市	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ絵本 すべて償還払い(窓口で絵本・領収確認)	
国東市	10月1日		
姫島村	10月1日		
日出町	10月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・おたふく予防接種 ・認可外保育施設一時預かり ・地域子育て支援拠点親子教室
九重町	10月1日		
玖珠町	10月1日		

「子どもの貧困対策計画（仮称）」の策定について

1. 「大分県子どもの貧困対策計画（仮称）」の骨子（案）について

1 計画の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。

こうした動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針としてこの計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、法第9条第1項に定める都道府県計画として策定します。

3 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 計画の基本方針

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要です。

この計画では、本県の子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を踏まえ、大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱として、「子どもの貧困」に視点を置いた具体的な施策を体系化します。

また、県としての指標の設定を検討し、これに基づき施策の実施状況や効果等を確認し、必要に応じて施策の見直しや改善を図っていきます。

5 現状と課題

以下の項目について、本県の現状と課題を整理・分析します。

- (1) 生活保護世帯の子どもの数の推移
- (2) 就学援助を受けた児童生徒の数の推移
- (3) ひとり親家庭の子どもの数の推移
- (4) 生活保護世帯の子どもの進学率、高等学校等中退率、就職率
- (5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率
- (6) ひとり親家庭の子どもの就園率、進学率、就職率
- (7) ひとり親家庭の親の就業率

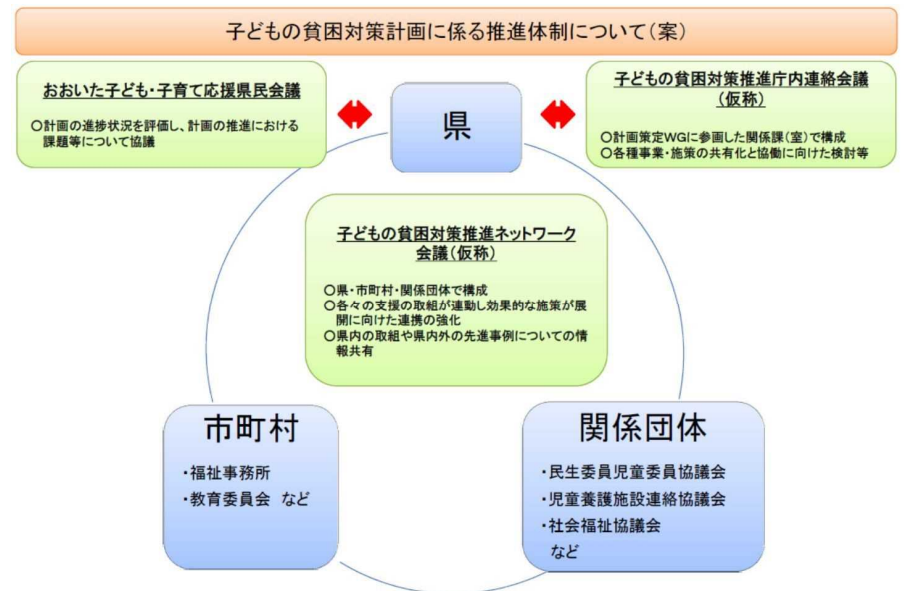
6 具体的な取組（別表）

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援

7 計画の推進体制にあたって

この計画を推進するにあたって、ひとり親家庭や困難な状況にある子どもたちの支援が効果的に行われるためには、各々の取組を所管する教育分野や福祉分野等の関係部局が連携を深めるとともに、市町村や民間の支援機関等とも連携を図ることが必要です。

そのためには、本計画の策定を契機に、今後、各市町村の支援機関や関係協議会等に支援の輪を広げ、各々の支援の取組が連動し効果的な施策が展開されるよう連携の強化を図ります。



6 具体的な取組

1 教育の支援

項目	具体的な取組
(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	
①学校教育による学力保障	<p>ア 学力向上対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新大分スタンダード」に基づく授業改善の推進(小・中学校) ・組織的な授業改善の推進 <p>イ 少人数授業や習熟度授業の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習熟度別指導推進教員の配置 ・「新大分スタンダード」に基づく授業改善(再掲)
②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	<p>ア スクールカウンセラーの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小(67校)・中(127全校)・高(26校)の各校に配置(H27年度) ・16市町にスーパーバイザーを配置、困難事例は協力して対応
③地域による学習支援	<p>ア 放課後・土曜学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村実施の「放課後チャレンジ教室事業」「土曜教室事業」を支援 ・「協育」ネットワーク支援者等研修会を開催 <p>イ 地域「協育力」向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等を拠点にした「協育」ネットワークを県内全域に拡充 ・学校等の求めと地域の力をマッチングさせるコーディネート機能の充実 ・PTAや地域住民等による学校教育活動や地域の学習・体験活動等への支援
④高等学校等における就学継続のための支援	<p>ア 生徒の社会的職業的自立に向けてインターンシップなどの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職希望生徒を対象とするインターンシップの実施 <p>イ 定時制通信制高校生の体験学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活体験発表大会の支援 ・いきいきふれあい体験事業の実施 <p>ウ 定時制通信制高校生への教科書の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制課程・通信制課程教科書学習給与に要する経費の補助 <p>エ 定時制高校生の学校給食費の一部助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制課程夜間学校給食費補助の実施
(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	
ア 幼稚園等教員への様々な研修会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭等への様々な研修会の充実
イ 幼稚園等園長の運営管理協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園園長等の運営管理協議会の実施
ウ 保育料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯に対する保育料の減免など、経済的支援の充実

1 教育の支援

項目	具体的な取組
(3) 就学支援の充実	
①義務教育段階の就学支援の充実	<p>ア 県立中学生の要保護・準要保護児童への給食費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立中学校における給食費補助の実施
②「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減	<p>ア 高校生等奨学給付金の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料以外の教育費の負担軽減のため高校生等奨学給付金を支給 <p>イ 高等学校等就学支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料の経済的負担を軽減のため、高等学校等就学支援金を支給 <p>ウ 私立高等学校授業料減免補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況に応じて、授業料の負担軽減を実施 <p>エ 高校生への奨学金の貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(大分県奨学会により奨学金の貸付を実施) <p>オ 貸付機関と学校の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県奨学会と各学校担当者とが連携して制度の周知に取り組む
③特別支援教育に関する支援の充実	<p>ア 就学奨励費の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学のため必要な経費を補助 <p>イ 要保護・準要保護児童への給食費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(特殊教育就学奨励費にて支給)
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	
①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	<p>ア 大学進学者等への奨学金の貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(大分県奨学会により大学奨学金事業を実施)
②国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	
③その他の支援	<p>ア 専門学校生に対する支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門学校生経済的支援実証研究事業の実施
(5) 生活困窮世帯等への学習支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業、学習支援事業等の実施 ・児童養護施設入所児童やひとり親家庭の子どもへの学習支援
(6) その他の教育支援	
①学生のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・(大学等における取り組み)

1 教育の支援

項目	具体的な取組
②夜間中学校の設置促進	
③子供の食事・栄養状態の確保	(2-(2)-②に記載)
④多様な体験活動の機会の提供	
ア 青少年ふれあい交流体験	・不登校、発達障がい児等のキャンププログラムの開発・実践・検証 ・実践報告会の開催
イ 森林環境学習	・環境問題の改善・解決に向けた学習プログラムの開発 ・青少年が自然や科学を身近に親しむことのできる機会やプログラムの充実
ウ 子ども科学体験	・理科・科学教育や環境教育の推進 ・環境問題などの課題の解決に向けた学習プログラムの開発 ・自然や科学を身近に体験し、親しむことのできるプログラムの充実
エ 子ども読書活動	・小・中学校で毎週読書活動を実施するなど、読書習慣の確立を図る ・読書指導や学校図書館の環境整備を推進
⑤その他の支援	
ア 進路相談対応ができる相談員の派遣	・ハローワーク等の関係機関と連携し、支援の充実に取り組む
イ 進路指導の工夫や教職員のスキルアップ(学校での相談業務の充実)	・ハローワーク等の関係機関と連携し、進路指導の充実に取り組む
ウ 保育料の減免	・多子世帯に対する保育料の減免など、経済的支援の充実

2 生活の支援

項目	具体的な取組
(1)保護者の生活支援	
①保護者の自立支援	
ア 生活困窮者への自立相談支援	・生活保護受給者以外の生活困窮者への支援 ・自立相談支援事業の実施 ・家計相談支援の実施 ・就労準備支援・一時生活支援・学習支援事業等の実施
イ ひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援プログラムの策定	・自立の目標や阻害要因、支援策を明らかにした支援プログラムを策定 ・プログラムに基づき、関係機関と連携し、自立に向けた支援を実施
ウ ひとり親家庭に対し、就業・一般・法律相談を実施	・母子・父子福祉センターにおける相談対応 ・母子・父子自立支援員による相談事業の充実
エ 母子・父子自立支援員に対する研修の実施	・母子・父子自立支援員による相談事業の充実 ・就業支援対応力向上や養育費確保対策等の研修の実施
オ 婦人相談所において女性からの幅広い相談に応じる	・来所・電話・弁護士による法律相談等の実施 ・一時保護事業、一時保護時の実施 ・市町村に対する支援及び関係機関との連携強化
②保育等の確保	(2-(2)-③に記載)
ア 子育て支援コンシェルジュの配置	・利用者支援事業として各市町村で実施
③保護者の健康確保	・ひとり親家庭医療費助成事業の実施 ・育児等保健指導事業の実施
④母子生活支援施設等の活用	・母子生活支援施設を活用した地域生活の支援
⑤その他の支援	
ア フードバンクによる食料品の提供	・社会福祉法人等による現物給付の実施
(2)子供の生活支援	
①児童養護施設等の退所児童等の支援	
ア 児童養護施設に就労支援、自立援助を行う指導員を設置	・児童養護施設に職業指導員を配置し、就労及び自立支援の充実に図る
イ 児童養護施設等を退所する児童への支援を行う自立援助ホームへの支弁	・自立援助ホームの運営に必要な事務費および事業費を支弁
ウ 自立援助ホーム負担金の一部を助成	・入居児童に対し負担金を免除する場合の補助を実施

2 生活の支援

項目	具体的な取組
エ	児童養護施設等退所児童への支援を児童アフターケアセンターおおいたの設置 ・児童養護施設退所者等に対する生活訓練や就労支援の充実を図る ・生活面・就労面の問題等に対する相談、個別支援の実施
オ	児童養護施設入所時からの生活能力の向上を図る ・入所児に対するキャリア教育等の専門的・継続的な実地訓練を実施
カ	児童養護施設から就職等をする児童へ生活費を助成 ・退所時に就職支度費、大学進学支度費を支給
②食育の推進に関する支援	
	・市町村と連携し、正しい食習慣や生活習慣が確立できるよう取り組む ・保育所にて食育の視点を含めた指導計画が策定・実践されるよう指導 ・学校にて栄養教諭等を中心に食習慣の見直しを地域・保護者と連携し指導
③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援	
	・幼児教育・保育の提供体制の確保(待機児童ゼロに向けた取組) ・保育・子育てサービス等の充実 ・地域子育て支援拠点の設置を促進し、訪問支援等の機能の充実に努める ・放課後チャレンジ教室や土曜教室など、子どもの学習支援を実施
④その他の支援	
ア	児童や地域住民からの相談に応じる児童家庭支援センターの設置 ・児童養護施設に併設する児童家庭支援センターを設置
イ	いつでも子育てほっとラインを設置し、児童や家庭の相談に対応 ・24時間365日の電話相談窓口を開設し、機能の強化を図る
ウ	児童養護施設入所児童へ見学旅行費用の一部を助成 ・措置費で支弁されない見学旅行費用の補助を実施
エ	里親へ委託した児童へ高校通学費用の一部を助成 ・里親に委託された児童の高校通学費用に対し補助金を交付
オ	児童養護施設入所児童へ学習指導費用の一部を助成 ・学習指導加算、特別育成費の支弁
カ	児童養護施設における学習支援の充実 ・学習指導加算、特別育成費の支弁
キ	子どもの生活習慣づくりや食育の推進(食育については上記に重複) ・市町村と連携し、正しい食習慣や生活習慣が確立できるよう取り組む ・保育所にて食育の視点を含めた指導計画が策定・実践されるよう指導 ・学校にて児童・生徒の生活・食習慣の見直しを地域・保護者と連携し指導
(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	
①関係機関の連携	
ア	児童相談所への市町村職員の受入れや講師派遣 ・専門研修の開催、児童相談所への実習受入れを実施
イ	生活困窮者自立支援機関の活用 ・生活困窮者自立支援機関の活用し支援機関のネットワークを構築

2 生活の支援

項目	具体的な取組
(4)子供の就労支援	
①ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	
ア	児童養護施設に就労支援、自立援助を行う指導員を設置 ・児童養護施設に職業指導員を配置し、就労及び自立支援の充実を図る
イ	児童養護施設等を退所する児童への支援を行う自立援助ホームへの支弁 ・自立援助ホームの運営に必要な事務費および事業費を支弁
ウ	自立援助ホーム負担金の一部を助成 ・入居児童に対し負担金を免除する場合の補助を実施
エ	児童養護施設等退所児童への支援を児童アフターケアセンターおおいたの設置 ・児童養護施設退所者等に対する生活訓練や就労支援の充実を図る ・生活面・就労面の問題等に対する相談、個別支援の実施
オ	児童養護施設入所時からの生活能力の向上を図る ・入所児に対するキャリア教育等の専門的・継続的な実地訓練を実施
カ	児童養護施設から就職等をする児童へ生活費を助成 ・退所時に就職支度費、大学進学支度費を支給
キ	児童養護施設から就職等をする児童の身元保証時の損害保険締結 ・保証料の2分1を補助する身元保証人確保対策事業を実施
②親の支援のない子供等への就労支援	
ア	生活困窮者への自立相談支援 ・自立相談支援事業、就労準備支援事業の実施 ・企業情報、職業訓練情報の提供、職業相談、就職支援セミナー等の実施
③定時制高校に通学する子供の就労支援	
	・企業情報、職業訓練情報の提供、職業相談、就職支援セミナー等の実施
④高校中退者等への就労支援	
	・企業情報、職業訓練情報の提供、職業相談、就職支援セミナー等の実施
(5)支援する人員の確保等	
①社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	
ア	児童養護施設の体制整備 ・児童養護施設の体制整備、機能強化
イ	児童相談所への精神科医の助言、顧問弁護士士の配置 ・カウンセリングや相談事案に対する医学的診断をする精神科医等の配置 ・顧問弁護士士の配置
②相談職員の資質向上	
ア	母子・父子自立支援員に対する研修の実施 ・母子・父子自立支援員に対する相談事業の充実 ・就業支援対応力向上や養育費確保対策等の研修の実施
イ	生活保護ケースワーカーに対する研修の実施 ・生活保護ケースワーカーに対する相談事業の充実
ウ	生活困窮者相談員に対する研修の実施 ・生活困窮者相談員に対する相談事業の充実

2 生活の支援

項目	具体的な取組
(6) その他の生活支援	
① 妊娠期からの切れ目ない支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産にかかる相談支援サービス等の充実 ・地域におけるネットワークの推進
② 住宅支援	<p>ア 中学生までの子どもがいる世帯の県営住宅入居資格の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生までの子どもがいる世帯の県営住宅入居資格の緩和 <p>イ 子育て世帯等の県営住宅への優先入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯等の県営住宅への優先入居 <p>ウ 多子世帯向け県営住宅の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の一部を多子世帯向け住宅として指定し、確保 <p>エ 母子父子福祉貸付資金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅資金、転宅資金の活用による住宅支援の実施 <p>オ 住居確保給付金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法の住居確保資金の支給
③ その他の支援	<p>ア 引きこもりがちで孤立した家庭(子ども)へボランティア等を派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおいた青少年総合相談所の設置による相談窓口のワンストップ化 ・家庭訪問型子育て支援の実施及びスタッフのスキルアップ <p>イ 児童相談所の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待に対する初期対応班の設置、職員を関係団体へ講師として派遣 <p>ウ 児童虐待の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所からの研修講師派遣、啓発活動の実施 <p>エ 保育所にソーシャルワーク機能を付加し、地域住民の相談支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育コーディネーターの養成により保育所の機能強化を図る

3 保護者に対する就労の支援

項目	具体的な取組
① 親の就労支援	
ア 生活困窮者への自立相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業の就労支援員による支援の実施 ・就労訓練事業(中間的就労)、就労準備支援事業の実施 ・福祉事務所の就労支援等による生活保護受給者の就労支援
イ ひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援プログラムの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・自立の目標や阻害要因、支援策を明らかにした支援プログラムを策定 ・プログラムに基づき、関係機関と連携し、自立に向けた支援を実施
ウ ひとり親家庭に対し、就業・一般・法律相談を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子福祉センターにおける相談事業の充実 ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業あっせんの充実
エ ひとり親家庭に対し、就業相談、情報提供を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業あっせんの充実 ・公共職業訓練やその他の職業能力開発事業についての情報提供の実施 ・母子家庭等自立支援給付金事業の利用促進
オ ひとり親家庭を支援する求人を開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等応援企業の開拓、ひとり親等の採用促進の協力依頼 ・ハローワーク所管のひとり親雇用の支援策を企業・事業所に広報
カ ひとり親家庭が資格や技能を取得取得する際の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援給付金事業の利用促進
キ ひとり親家庭への職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・高等技術専門学校等における職業能力開発支援(職業訓練)の実施 ・離職者等能力開発促進事業の実施
ク ひとり親家庭の職業訓練中の保育料の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の再就職チャレンジ支援事業の実施
ケ 就労支援機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等、特別な支援が必要な場合、関係機関へ誘導
② 親の学び直しの支援	
ア 親の学び直しの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による生業扶助(高等学校等就学費)の支給 ・母子家庭等自立支援給付金の利用促進
イ 教育受講費用、研修費用の助成、貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援給付金事業の利用促進
③ 就労機会の確保	
ア ひとり親家庭に対し、就業相談、情報提供を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業あっせんの充実 ・公共職業訓練やその他の職業能力開発事業についての情報提供の実施 ・母子家庭等自立支援給付金事業の利用促進
④ その他の支援	
ア ひとり親家庭等の支援策の周知と利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子の作成・配布や市町村や関係団体と連携した広報活動の実施

4 経済的支援

項目	具体的な取組
①児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し	
ア ひとり親家庭への児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当を支給するとともに、制度に関する情報提供を積極的に実施 ・受給資格者に対し制度の周知を行い不正受給防止に努める
②ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討	
ア ひとり親家庭実態調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・支援策の充実を図るための基礎資料とする実態調査を実施
③母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大	
ア 母子父子福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の貸付を行うとともに、制度に関する情報提供を積極的に実施 ・相談窓口において、他制度の利用についても適切なアドバイスを実施
④教育扶助の支給方法	
ア 教育扶助(小中学生)の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による教育扶助(小中学生)の給付
⑤生活保護世帯の子供の進学時の支援	
ア 生活保護法による生業扶助(高校生)の給付	
⑥養育費の確保に関する支援	
ア 養育費等関係機関連絡会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県養育費等関係機関連絡会議の設置
⑦その他の支援	
ア 低所得者等への生活資金の貸付、援助指導	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金を貸付
イ 子どもにかかる医療費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する乳幼児等への医療費の補助を助成
ウ 小児慢性特定疾患にかかる医療費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がんや慢性疾病等の医療費の自己負担の一部を助成 ・小児慢性特定疾病児及びその保護者を支えるため、地域の支援体制を強化
エ ひとり親家庭の親子に係る医療費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業の経費の一部を助成
オ 母子・父子福祉団体への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子福祉団体の活動を支援し、ひとり親家庭の自立促進を図る
カ 3歳児未満児の保育料の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園等の3歳未満児の保育料を減免する市町村を支援
キ 私立幼稚園同時入園児の経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園等の3歳未満児の保育料を減免する市町村を支援
ク 保育料助成の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料助成の拡充
ケ 貸付窓口における状況に応じた貸付金の紹介(貸付機関間の情報共有)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付機関間で各貸付制度についての情報共有を図る
コ 養育費関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が相互に連携し情報交換等を行い、協力体制の整備を図る

2. 子どもの貧困対策計画の策定スケジュールについて(案)

		平成26年度				平成27年度										
		11～12月		1～3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
作業内容		体制・スケジュール策定		計画骨子・方向性等の検討				原案・素案作成		計 画 素 案	パブリックコメント 実 施		計 画 案 ・ 作 成			計 画 完 成
ワーキンググループ	教育支援部会	策定WG 会 議 (12/18)	第1回 (1/29)	第2回 (3/19)			策定WG 会 議 (6/3)		第3回 (8/4)	策定WG 会 議			第4回			
	生活等支援部会		第1回 (1/26)	第2回 (3/25)				第3回 (8/6)	第4回							
こどもの貧困対策 推 進 会 議	推 進 会 議		第1回 (12/12)							第2回					第3回	
	連 絡 会 議	第1回 (11/27)								第2回					第3回	
おおいた子ども・子育て応援県民会議							第1回 (6/23)			第2回 (9/7)					第3回	
県 議 会							臨時会 (5/14・15)		第2回 定例会	第3回 定例会			第4回 定例会			第1回 定例会
意 識 調 査						調 査 票 配 布 ・ 回 答		調 査 票 回 収	集 計 ・ 分 析							

大分県子どもの貧困対策計画（仮称）策定ワーキンググループ設置要綱

（設置）

第1条 大分県子どもの貧困対策計画（仮称）（以下「貧困対策計画」という。）を策定するにあたり、大分県子どもの貧困対策推進会議（以下「推進会議」という。）に大分県子どもの貧困対策計画（仮称）策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- 一 貧困対策計画の策定に関する事項
- 二 その他子どもの貧困対策に関して必要な事項

（組織）

第3条 ワーキンググループは、教育支援部会と生活支援等部会ごとに編成する。

2 ワーキンググループは、部会ごとに庁内関係課室の職員及び推進会議が指名する者とする。

3 各ワーキンググループ部会に座長を置き、教育支援部会は、教育庁教育改革・企画課総務企画監、生活支援等部会は、福祉保健部こども子育て支援課参事をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

（職務等）

第5条 座長は、ワーキンググループを統括し、必要に応じワーキンググループを招集し、その議長となる。

（庶務）

第6条 ワーキンググループの庶務は、福祉保健部こども子育て支援課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

3. 大分県子どもの貧困対策計画（仮称）策定ワーキンググループ名簿

【外部委員】

所属名	職名	氏名	教育支援 部会	生活支援 等部会
別府市立鶴見小学校	校長	高橋 一成	○	
杵築市スクールソーシャルワーカー		明石 二郎	○	
公益財団法人大分県奨学会	事務局長	本田 博文	○	
楊志館高等学校	事務長	角上 慎治	○	
大分県社会福祉介護研修センター総務部	主査	吉川 広明		○
自立生活サポートセンターこんぱす	事務局長	國師 洋典		○
大分大学大学院福祉社会科学研究科	准教授	垣田 裕介		○
別府市福祉保健部社会福祉課	課長補佐	香川 昌彦		○
大分市子育て支援課	家庭相談員	中井 千代子		○

部局名	課室名	班名	職名	氏名	教育 支援 部会	生活支援 等部会	
福祉保 健部	地域福祉推進室	地域福祉班	参事(総括)	兼子 康男	○	○	
		保護班	室長補佐(総括)	後藤 忠宏	○	○	
	健康対策課	母子保健班	課長補佐(総括)	衛藤 照美		○	
	こども子育て支援課			参事	伊東 雅人		◎
		家庭福祉班	課長補佐(総括)	佐藤 晋一		○	
		こども支援班	主幹(総括)	小野 幹夫	○	○	
		少子化対策班	主幹(総括)	鈴木 邦彦		○	
		幼保連携推進班	課長補佐(総括)	隅田 妙子	○	○	
生活環 境部	私学振興・青少年課	私学振興班	参事(総括)	森次 正浩	○		
商工労 働部	雇用・人材育成課	就業支援班	課長補佐(総括)	安部 宏志		○	
土木建 築部	建築住宅課	企画調査班	課長補佐(総括)	桑田 一敏		○	
	公営住宅室	住宅管理班	室長補佐(総括)	利光 宏之		○	
教育庁	教育改革・企画課		総務企画監	橋本 昌樹	◎		
	教育人事課	企画・研修班	主幹(総括)	前田 英明	○		
		採用試験・免許班	主幹(総括)	阿部 充	○		
	教育財務課	企画・学校管理班	主幹(総括)	釘宮 啓二	○		
	義務教育課	義務教育指導班	主幹(総括)	小田 雅章	○		
		学力向上支援班	参事(総括)	内海 真理子	○		
	生徒指導推進室		室長補佐(総括)	真砂 昌史	○		
	高校教育課	高校教育指導班	参事(総括)	園田 康夫	○		
		産業教育指導班	課長補佐(総括)	下堀 法彦	○	○	
	社会教育課	生涯学習推進班	参事(総括)	阿南 典久	○		
	体育保健課	管理予算班	主幹(総括)	富賀見 忠明	○		
学校保健・食育班		課長補佐(総括)	飛弾 芳一	○			

※ ◎の委員は座長。